

東京支部学生奨励賞選奨規程

平成 23 年 8 月 31 日 東京支部改正
平成 24 年 10 月 10 日 東京支部改正
平成 25 年 12 月 20 日 東京支部改正
平成 28 年 10 月 13 日 東京支部改正

平成 24 年 4 月 11 日 東京支部改正
平成 25 年 10 月 11 日 東京支部改正
平成 27 年 10 月 14 日 東京支部改正
令和 3 年 2 月 12 日 東京支部改正

1. 本会定款第 4 条へ号に基づき、東京支部学生会研究発表会（以下、研究発表会という）。において講演発表した者のうち、優秀な発表者を本規程により表彰する。
2. 本賞は、東京支部学生奨励賞（以下、奨励賞という）。と称する。なお、英語表記は「IEICE Tokyo Section Student Award」とする。
3. 奨励賞は、賞状及び副賞を授与する。副賞は 1 名につき 10,000 円とし、講演件数の 10%以下を表彰する。
4. 受賞対象は、研究発表会において講演発表した発表者とする。なお、以下に該当する者は受賞対象としない。
 - (1) 後期博士課程の者
 - (2) 発表者が代講の場合
 - (3) 過去に受賞した者
 - (4) 2 名以上で発表した者
 - (5) ジュニア会員
5. 奨励賞を選定するため、東京支部学生会に研究発表会奨励賞委員会（以下、奨励賞委員会という）。を設置する。
6. 奨励賞委員会は、委員長 1 名、幹事 1 名、委員若干名で構成する。委員長は学生会担当の支部委員（前任）が就き、幹事は学生会担当の支部委員（後任）が就き、委員は以下より委員長が推薦し、東京支部運営委員会の承認を得て選出される。
 - (1) 東京支部学生会顧問（うち支部運営委員を兼ねるものは(2)に該当する）
 - (2) 東京支部運営委員
 - (3) その他、東京支部長が必要と認めた者
7. 選定方法及び表彰は以下とする。
 - (1) 研究発表会の各セッションにおける座長及び審査員を、奨励賞委員会委員が務める。
 - (2) 奨励賞委員会委員は、研究発表会当日の発表内容及び発表態度も含めた採点を行う。
 - (3) 奨励賞委員会を研究発表会当日に開催し、上記の採点結果を踏まえ受賞者を決定する。
 - (4) 表彰は研究発表会終了後に、東京支部長が行う。
 - (5) 委員長は東京支部運営委員会において受賞者を報告する。
8. この規程は東京支部運営委員会の決議を経て変更することができる。

(附 則)

平成 28 年度実施から適用する。

(附 則)

令和 3 年 2 月 12 日の改正は令和 3 年度の選奨から適用する。